

令和元年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 2時53分

○招 集 年 月 日

令和元年5月29日（水曜日）

余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 前 坂 伸 也
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 山 本 金 五
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ く り 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 中 村 利 美
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 上 村 友 成
社 会 教 育 課 長 奈 良 論

○開 会

令和元年5月29日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 (17名)

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫
余市町議会副議長 11番 白 川 栄 美 子
余市町議会議員 2番 吉 田 豊
" 3番 井 潤
" 4番 岸 本 好 且
" 5番 土 屋 美 奈 子
" 7番 近 藤 徹 哉
" 8番 吉 田 浩 一
" 9番 佐 藤 一 夫
" 10番 野 崎 奎 一
" 12番 庄 巖 龍
" 13番 安 久 莊 一 郎
" 14番 大 物 翔
" 15番 中 谷 栄 利
" 16番 藤 野 博 三
" 17番 茅 根 英 昭
" 18番 溝 口 賢 誇

○欠 席 議 員 (1名)

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
主 幹 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 報告第 1号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町一般会計補正
予算(第11号))
- 第 4 報告第 2号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町介護保険特別
会計補正予算(第5号))
- 第 5 報告第 3号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町国民健康保険
特別会計補正予算(第5号))
- 第 6 報告第 4号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町後期高齢者医
療特別会計補正予算(第1号))
- 第 7 報告第 5号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町公共下水道特
別会計補正予算(第2号))
- 第 8 報告第 6号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町水道事業会計
補正予算(第3号))

第 9 議案第 7号 令和元年度余市町一
般会計補正予算(第1号)

第10 議案第 1号 令和元年度余市町国
民健康保険特別会計補正予算(第1
号)

第11 議案第 5号 損害賠償に係る損害
賠償額の決定について

第12 議案第 2号 令和元年度余市町水
道事業会計補正予算(第1号)

第13 議案第 3号 余市町議会議員定数
条例の一部を改正する条例案

第14 陳情第 1号 余市町議会議員の定
数削減に反対し、現行定数の維持を
求める陳情書

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和元年度余
市町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

なお、野呂議員は病気入院中のため、本日欠席
の旨届け出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案7件、
報告6件、陳情1件、議員の派遣について、他に
議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によ
り、議席番号13番、安久議員、議席番号14番、大
物議員、議席番号15番、中谷議員、以上のとおり
指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を

議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 令和元年余市町議会第2回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案7件、報告6件、陳情1件、議員の派遣について、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より6月3日までの6日間と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町一般会計補正予算（第11号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第5号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町水道事業会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第1号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第5号 損害賠償に係る損害賠償額の決定について及び日程第12、議案第2号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、議長を除く議員17名で構成する余市町議会議員定数条例等審査特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第14、陳情第1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書につきましては、余市町議会議員定数条例等審査特別委員会に付託することに決しました。

日程第15、議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、議案第6号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告

といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日から6月3日までの6日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日から6月3日までの6日間と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る5月20日、俱知安町において開催されました後志町村議会議長会臨時総会に出席いたしましたので、報告いたします。総会では、役員任期満了に伴い役員改選が行われ、会長には喜茂別町議会議長、日下博文氏、副会長には共和町議会議長、小田恒夫氏と不肖私が就任いたしましたことをご報告申し上げます。さらに、同日、北後志町村議会議長会臨時総会が開催され、欠員となっております役員の補充が行われ、会長には赤井川村議会議長、岩井英明氏が選任されましたことをご報告申し上げます。

次に、余市町情報公開条例第30条及び余市町個人情報保護条例第45条の規定によります運用状況

についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申し出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 損害賠償について、行政報告を申し上げます。

本件は、昨年12月に本町が管理する道路上において余市町水道事業が管理する車両（以下「水道課公用車」という。）の交通事故が発生し、損害賠償について関係者と示談交渉を行ってまいりましたが、このたび損害賠償額について示談が成立したことから、その概要をご報告申し上げます。

事故の概要につきましては、平成30年12月26日午後1時ごろ、朝日町76番地先の町道朝日町入舟線と町道朝日町中央線の交差点で、水道課公用車が路面凍結により交差点手前の一時停止でスリップし、交差点内左方向から進行中の大型バスと衝突し、さらに大型バスが停車中の軽自動車に接触する事故が発生したものでございます。

幸いにも運転者、同乗者ともけがはなく、車両のみの損傷でございました。

事故の原因につきましては、水道課公用車が交差点手前で十分に減速せず、また路面凍結と現場が坂道となっていたこともあり、一時停止線で停止ができなかったことによるものでございます。

今後におきましては、より一層の交通安全の徹底に努めてまいり所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、損害賠償についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、報告第1号 専

決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成30年度余市町一般会計補正予算（第11号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第11号）の内容につきましては、歳出において寄附に伴う余市町ふるさと応援寄附金基金への積立金と今後の財政需要に備えての各基金への積立金、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組みかえ計上、介護保険特別会計等の決算確定見込みに伴う繰出金等の精算による補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、地方交付税、寄附金の計上、さらには地方譲与税等各種交付金の確定見込みによる追加及び減額、町債の減額等により調整を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるる。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第11号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,880万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,156万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。下段でございませう。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございませう。

4目財産管理費、補正額4,236万5,000円、25節積立金4,236万5,000円につきましては、減債基金積立金2,000万円、社会福祉施設等建設基金積立金1万2,000円、職員等退職手当負担金基金積立金2,000万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金229万3,000円、図書整備基金積立金6万円の増額補正でございませう。

12目防災対策費、補正額356万9,000円の減、13節委託料356万9,000円の減につきましては、事業費の確定によるJアラート受信機更新委託料の減額計上でございませう。

3款民生費、1項社会福祉費、10目介護保険費、補正額1,663万6,000円の減、28節繰出金1,663万6,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございませう。

3款民生費、2項児童福祉費、7目放課後児童対策事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございませう。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、

補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

4目環境衛生費、補正額7,598万5,000円の減、15節工事請負費7,598万5,000円の減につきましては、町営斎場建替工事の減額補正でございます。

5目国民健康保険費、補正額183万5,000円、28節繰出金183万5,000円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる補正計上でございます。

8目医療給付事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額911万5,000円の減、19節負担金補助及び交付金432万2,000円の減につきましては、後期高齢者に係る療養給付費負担金の減額計上でございます。28節繰出金479万3,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額121万3,000円の減、18節備品購入費121万3,000円の減につきましては、じん芥収集車購入に係る備品購入費の減額補正でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額478万9,000円、19節負担金補助及び交付金478万9,000円につきましては、水道事業会計負担金の補正計上でございます。

5款労働費、1項労働諸費、2目援護対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

6目農業土地基盤整備費、補正額56万3,000円の減、19節負担金補助及び交付金56万3,000円の減につきましては、道営水利施設整備事業負担金の減額補正でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、補正額31万5,000円の減、19節負担金補助及び交付金31万5,000円の減につきましては、水産物供給基盤機能保全事業負担金の減額補正でございます。

3目浅海増殖事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

3目観光費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

7目宇宙記念館管理運営費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額1,689万4,000円の減につきましては、道路ストック補整備事業の確定見込みに伴う15節工事請負費、町道整備工事363万円の減と橋りょう補整備事業の確定見込みによる15節工事請負費、湯内橋補修工事296万7,000円の減、17節公有財産購入費、豊浜橋架替用地購入費42万円の減、22節補償補填及び賠償金、支障物件移転補償費987万7,000円の減額計上でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額1,062万7,000円の減、18節備品購入費1,062万7,000円の減につきましては、ロータリー除雪車購入に係る備品購入費の減額補正でございます。

8款土木費、5項都市計画費、4目公共下水道費、補正額2,052万6,000円、28節繰出金2,052万6,000円につきましては、公共下水道特別会計繰出金の確定見込みによる増額補正でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上

でございます。

2目住宅支援費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

次のページをお開き願います。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額866万1,000円の減、19節負担金補助及び交付金866万1,000円の減につきましては、北後志消防組合負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額64万円の減、15節工事請負費64万円の減につきましては、事業費の確定による教職員住宅解体工事の減額補正でございます。

10款教育費、4項社会教育費、2目中央公民館総務費、補正額11万9,000円の減、15節工事請負費11万9,000円の減につきましては、事業費の確定による中央公民館外壁改修工事の減額補正でございます。

5目青少年対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額398万5,000円の減、23節償還金利子及び割引料398万5,000円の減につきましては、一時借入金利子の不用見込み額の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額21万2,000円の減、1節地方揮発油譲与税21万2,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額106万5,000円、1節自動車重量譲与税106万5,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額53万2,000円の減、1節利子割交付金53万2,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額32万5,000円、1節配当割交付金32万5,000円につきましては、額の確定に伴う増額補正でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額12万9,000円の減、1節株式等譲渡所得割交付金12万9,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額458万6,000円の減、1節地方消費税交付金458万6,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額15万8,000円の減、1節ゴルフ場利用税交付金15万8,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正額406万8,000円、1節自動車取得税交付金406万8,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額145万2,000円、1節地方特例交付金145万2,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

次のページをお開き願います。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額5,741万3,000円、1節地方交付税5,741万3,000円につきましては、額の確定による特別交付税の増額補正でございます。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額127万3,000円の減、1節交通安全対策特別交付金127万3,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額5万6,000円の減、1節社会福祉費国庫負担金5万6,000円の減につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定による減額補正でございます。

2目衛生費国庫負担金、補正額33万2,000円の減、1節保健衛生費国庫負担金33万2,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の減額補正でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、補正額2,106万6,000円の減、1節道路橋りょう費国庫補助金2,106万6,000円の減につきましては、事業費確定見込みに伴う橋りょう長寿命化補修事業補助金888万2,000円の減、道路ストック補修事業補助金279万9,000円の減、ロータリー除雪車購入事業補助金938万5,000円の減額補正でございます。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額2万8,000円の減、1節社会福祉費道負担金2万8,000円の減につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定による減額補正でございます。

2目衛生費道負担金、補正額498万3,000円の減、1節保健衛生費道負担金498万3,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金238万6,000円の減、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金259万7,000円の減額補正でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額18万9,000円の減、1節農業費道補助金18万9,000円の減につきましては、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金の減額補正でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額229万3,000円、1節総務費寄附金229万3,000円につきましては、131件の余市町ふるさと応援寄附金でございます。

3目教育費寄附金、補正額6万円、1節教育費寄附金6万円につきましては、図書館図書購入寄附金といたしまして余市演歌クラブ様から5万円、村岡千恵子様から1万円でございます。

5目民生費寄附金、補正額1万2,000円、1節民生費寄附金1万2,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして青友会様から1万1,700円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額95万1,000円の減、1節雑入95万1,000円の減につきましては、確定見込みによる北後志地区介護認定審査会事業町村負担の減額補正でございます。

次のページをお開き願います。21款町債、1項町債、1目総務債、補正額350万円の減、1節総務債350万円の減につきましては、事業費の確定に伴います防災情報通信設備整備事業債の減額補正でございます。

2目土木債、補正額180万円、1節住宅債170万円の減につきましては、事業費の確定に伴います山田団地浄化槽整備事業債の減額補正でございます。2節道路橋りょう債350万円につきましては、起債事業区分の変更に伴う道路ストック整備事業債の計上でございます。

3目公共施設等適正管理推進事業債、補正額50万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債50万円の減につきましては、事業費の確定に伴います教職員住宅解体事業債の減額補正でございます。

4目過疎対策事業債、補正額1億880万円の減、1節過疎対策事業債1億880万円の減につきましては、事業費確定による町営斎場建替事業債7,850万円、じん芥収集車購入事業債210万円、農業競争力基盤強化特別対策事業債40万円、水産物供給基盤機能保全事業債40万円、観光トイレ洋式化事業債80万円、橋りょう補修整備事業債440万

円、道路ストック整備事業債480万円、ロータリ除雪車購入事業債150万円、消防救助工作車購入事業債1,550万円、中央公民館外壁改修事業債20万円、過疎地域自立促進特別事業債20万円の減額補正でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴う起債限度額の補正でございます。

1、起債の目的、防災情報通信設備整備事業債、補正前限度額480万円、補正後限度額130万円。山田団地浄化槽整備事業債、補正前限度額810万円、補正後限度額640万円。教職員住宅解体事業債、補正前限度額340万円、補正後限度額290万円。町営斎場建替事業債、補正前限度額2億8,760万円、補正後限度額2億910万円。じん芥収集車購入事業債、補正前限度額1,760万円、補正後限度額1,550万円。農業競争力基盤強化特別対策事業債、補正前限度額150万円、補正後限度額110万円。水産物供給基盤機能保全事業債、補正前限度額200万円、補正後限度額160万円。観光トイレ洋式化事業債、補正前限度額80万円、補正後限度額ゼロ円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額1,990万円、補正後限度額1,550万円。道路ストック整備事業債、補正前限度額480万円、補正後限度額350万円。ロータリ除雪車購入事業債、補正前限度額1,710万円、補正後限度額1,560万円。消防救助工作車購入事業債、補正前限度額1億1,610万円、補正後限度額1億60万円。中央公民館外壁改修事業債、補正前限度額2,470万円、補正後限度額2,450万円。過疎地域自立促進特別事業債、補正前限度額8,340万円、補正後限度額8,320万円。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 専決処分なので、あくまで確認にとどめたいのですけれども、まず7ページのふるさと応援寄附金についてなのですけれども、補正計上を行った結果、1億500万円というわけなのですけれども、ただこれまでの質疑の中でも明らかになっているように全額手元に残るわけではないというのがこの制度の仕組みでございまして、30年度の場合、いろいろ差し引きした結果、結局手元には幾ら残ることになるのかなというのが1つと、次に歳出のほうなのですけれども、衛生管理費のほうで町営斎場の関係の減額補正があったかと思うのですが、この30年度が終わった段階までの分でいいのですけれども、当初完成までに要する経費に対して、今の時点で幾ら執行済みになっているか、それは何%ぐらいなのかというのを改めて確認させていただきたいと思います。お願いします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の質問についてご答弁申し上げます。

30年度の余市町ふるさと応援寄附金についてのご質問でしたけれども、30年度の寄附金の積み立てとしては7,223万375円を積み立てたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○環境対策課長（成田文明君） 14番、大物議員のご質問にお答えいたします。

執行済みの額、詳細は現在のところ押さえてございませんが、執行済み額が約4億円、総体で5割を切るぐらいと考えてございます。

○14番（大物 翔君） 斎場のほうはわかりました。

ふるさと納税のほう、一応確認だったのですけれども、この間の予算委員会までのお話だと大体4割から半分くらいがどうしても諸経費でかかってしまうと。ただ、今回積み立てることができた部分がいただいた総額の大体7割ぐらいに上っているかと思うのです。ということは、少額の寄附

者の方が多くて、結果的に手元に残る金額が多かったのか、あるいはお返しは要らないよという形で寄附だけいただいて住民税の控除を受けた方が多かったから、そういう収支と言っているのかはわからないですけれども、手元に残るお金が結果的にふえたのか、その辺はどういうふうに見えらっしゃるのかなというのを最後に伺って終わりたいと思います。

○財政課長（高橋伸明君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税に係る寄附でございますけれども、実際に収入、寄附金として受け入れた部分と基金として積み立てた部分には直接予算化させて補正予算の中でさせていただいた部分もございます。また、経費につきましても前年度まで積み立てをしておりましたふるさと応援寄附金の中から充当させていただいていた部分もございます。そうした中で、実際30年度で積み立て部分がふえている部分という要因といたしましては、やはり総体がふえてきているという部分が一番大きな要因であろうかというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めらるることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（羽生満広君） ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算(第5号)について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものでございます。

今回専決処分を行いました補正予算の主な内容は、歳出におきましては総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定見込みに伴う不用額の減額等を行い、歳入におきましては各経費の特定財源となります国庫支出金等の確定見込みによる減額等を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めらるることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをごらん願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをごらん願います。

平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算(第5号)。

平成30年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,227万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,342万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。7ページをごらん願います。下段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額7万7,000円の減、9節旅費6,000円の減から13節委託料1,000円の減までにつきましては、各種事務費等の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額7万円の減、11節需用費4万6,000円と12節役務費2万4,000円の減につきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額188万1,000円の減、1節報酬145万1,000円の減から14節使用料及び賃借料2万2,000円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る事務費等の確定見込みによる減額でございます。

2目認定調査費、補正額420万円の減、4節共済費1万6,000円の減から13節委託料178万6,000円の減までにつきましては、認定調査に係る事務費等の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。2款保険給付費、

1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額2,529万9,000円の減、19節負担金補助及び交付金2,529万9,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額503万円の減、19節負担金補助及び交付金503万円の減につきましては、給付金の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額47万5,000円の減、12節役務費47万5,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額1,110万1,000円の減、19節負担金補助及び交付金1,110万1,000円の減につきましては、高額介護サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額介護予防サービス費、補正額3万2,000円の減、19節負担金補助及び交付金3万2,000円の減につきましては、高額介護予防サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額82万2,000円の減、19節負担金補助及び交付金82万2,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額医療合算介護予防サービス費、補正額1万9,000円の減、19節負担金補助及び交付金1万9,000円の減につきましては、高額医療合算介護予防サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額50万1,000円の減、19節負担金補助及び交付金50万1,000円の減につきま

しては、介護予防福祉用具貸与費などの確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額1,398万5,000円の減、19節負担金補助及び交付金1,398万5,000円の減、2目特例特定入所者介護サービス費、補正額1万円の減、19節負担金補助及び交付金1万円の減、3目特定入所者介護予防サービス費、補正額8万2,000円の減、19節負担金補助及び交付金8万2,000円の減、4目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額1万円の減、19節負担金補助及び交付金1万円の減までにつきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額314万8,000円の減、19節負担金補助及び交付金314万8,000円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の確定見込みによる減額でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額79万9,000円の減、19節負担金補助及び交付金79万9,000円の減につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額122万8,000円の減、12節役務費8万4,000円の減と13節委託料114万4,000円の減につきましては、一般介護予防事業費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額481万4,000円の減、1節報酬42万6,000円の減から13節委託料393万6,000円の減までにつきましては、包括的支援事業費の確定見込みによる減額でございます。

2目任意事業費、補正額215万4,000円の減、11節

需用費1,000円の減から20節扶助費66万円の減までにつきましては、任意事業費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額1万4,000円の減、12節役務費1万4,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,347万7,000円、25節積立金1,347万7,000円につきましては、繰越金等の確定見込みによる増額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4ページをごらん願います。上段でございます。2、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額1,984万2,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料1,880万3,000円の減及び2節現年度分普通徴収保険料103万9,000円の減につきましては、給付費確定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額1,615万9,000円の減、1節現年度分1,615万9,000円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額50万円、1節現年度分調整交付金50万円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額129万8,000円の減、1節現年度分129万8,000円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額268万4,000円の減、1節現年度分268万4,000円の減、4目保険者機能強化推進交付金、補正額223万円、1節保険者機能強化推進交付金223万円、5目介護保険事業費国庫補助金、補正額100万6,000円、1節介護保険事業費国庫補助金100万6,000円までにつきましては、交付

金等の確定見込みによる減額及び増額補正でございます。

次のページをごらん願います。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,535万8,000円の減、1節現年度分1,535万8,000円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額140万2,000円の減、1節現年度分140万2,000円の減までにつきましては、交付金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額233万1,000円の減、1節現年度分233万1,000円の減につきましては、介護給付費に係る道負担金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額65万円の減、1節現年度分65万円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額134万2,000円の減、1節現年度分134万2,000円の減までにつきましては、交付金の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額6万5,000円、1節介護扶助費委託金6万5,000円につきましては、生活保護要保護者の介護認定に係る費用の確定見込みによるものでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額6,000円、1節利子及び配当金6,000円につきましては、基金から生じる利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額749万7,000円の減、1節現年度分749万7,000円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額40万円の減、1節現年度分40万円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以

外の地域支援事業）、補正額134万2,000円の減、1節現年度分134万2,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額9万8,000円の減、1節現年度分9万8,000円の減、5目その他一般会計繰入金、補正額729万9,000円の減、1節事務費繰入金729万9,000円の減までにつきましては、一般会計からの繰入金の額の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。7款繰入金、2項介護給付費準備基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額160万円の減、1節介護給付費準備基金繰入金160万円の減につきましては、繰入金額の確定見込みによる減額でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,322万1,000円、1節繰越金1,322万1,000円につきましては、繰越金の確定見込みに伴う補正でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(羽生満広君) ただいま上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

今回の専決処分を行った補正予算の主な内容につきましては、歳出では保険給付費等の確定見込みに伴う不用額の減額整理を行ったものでございます。

また、歳入では道支出金などの減額整理等を行い、予算上の収支均衡を図ったものでございます。

なお、現時点において国保税等の一部の収入が未確定ではございますが、平成30年度の決算見込みにつきましては歳出の約26億9,000万円に対し、歳入では25億7,200万円となり、約1億1,800万円の赤字となることを見込まれますが、後ほどご提案申し上げます令和元年度補正予算(第1号)におきまして同額の繰り上げ充用金を計上させていただいたところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)。

平成30年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,893万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。3ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額1億3,700万円の減、19節負担金補助及び交付金1億3,700万円の減につきましては、一般被保険者療養給付費等の確定見込みに伴う減額でございます。

2目高額療養費、補正額2,600万円の減、19節負担金補助及び交付金2,600万円の減につきましては、一般被保険者高額療養費等の確定見込みに伴う減額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをごらん願います。2、歳入、1款国民健康

保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額183万5,000円の減、1節医療給付費分現年課税分145万1,000円と2節後期高齢者支援金分現年課税分38万4,000円の減につきましては、国民健康保険税の確定見込みに伴う減額でございます。

4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額1億6,300万円の減、1節保険給付費等交付金(普通交付金)1億6,300万円の減につきましては、保険給付費等交付金(普通交付金)の確定見込みに伴う減額補正でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額183万5,000円、1節一般会計繰入金545万9,000円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みに伴う増額補正でございます。2節保険基盤安定繰入金362万4,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みに伴う減額でございます。

以上、報告第3号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 確認なのですけれども、提出されたときは平成31年、本年度の予算を3月に提案していただいた段階では、本年度が終わった時点では一応1億3,800万円の累積赤字を見込むとなっていたと思います。その時点では、まだこの30年度の会計はあいている状態だったので、もちろん数値は確定していなかったと。今回数値が確定したわけなのですけれども、今回数値が確定したことによって、たしかほぼ当初予算と同じぐらいの累積で落ちついたのだったかなど。ちょっと記憶があやふやなのですけれども、この出納を閉めたことによって確定したものによる31年度、令和元年への影響というのはどのように見積もって

いらっしゃるのか。本年度の見通しについても見通しどおりに今のところ影響なく行っていますという考え方なのか、そのあたりはどうなっていますでしょうか。

○保険課長(羽生満広君) 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

単年度収支につきましては、平成30年度は平成29年度交付金の精算による返還金が生じているところもございまして、都道府県化に伴って平成30年度から財政主体が北海道となることにより一括返還する必要がございましたので、そちらの分が収支として支出をして膨らんでおります。結果、マイナスとして2,280万円ほどの単年度収支となっているところでございます。翌年度以降につきましては、今お話をさせていただきました部分の返還金等の出てくる可能性がございませんので、今後につきましては減額の方角に進んでいくものというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(羽生満広君) ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の専決処分を行った補正予算の主な内容は、歳出におきましては事務の確定に伴う減額整理を行ったものでございます。

また、歳入におきましては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等により収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計補正

予算(第1号)。

平成30年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,476万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,423万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額11万1,000円の減、11節需用費4万5,000円の減と12節役務費6万6,000円の減につきましては、一般管理費の確定見込みに伴う減額でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額23万1,000円の減、11節需用費4万6,000円の減と12節役務費18万5,000円の減につきましては、徴収費の確定見込みに伴う減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,423万9,000円の減、19節負担金補助及び交付金1,423万9,000円の減につきましては、事務費及び保険料等負担金の確定見込みに伴う減額でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額18万2,000円の減、23節償還金利子及び割引料18万2,000円の減につきましては、過年度支出金の確定見込みに伴う減額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額840万2,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料840万

2,000円の減につきましては、現年度分特別徴収保険料の確定見込みに伴う減額でございます。

2目普通徴収保険料、補正額191万3,000円の減、1節現年度分普通徴収保険料58万1,000円の減につきましては、現年度分普通徴収保険料の確定見込みに伴う減額でございます。2節滞納繰越分普通徴収保険料133万2,000円の減につきましては、滞納繰越分普通徴収保険料の確定見込みに伴う減額でございます。

次のページをごらん願います。2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、補正額1万円、1節督促手数料1万円につきましては、督促手数料の確定見込みに伴う増額補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目調整交付金、補正額5万8,000円、1節調整交付金5万8,000円につきましては、調整交付金の確定見込みに伴う増額補正でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額133万1,000円の減、1節事務費繰入金133万1,000円の減につきましては、広域連合事務費繰入金等の確定見込みに伴う減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額346万2,000円の減、2節保険基盤安定繰入金346万2,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みに伴う減額でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額49万4,000円、1節繰越金49万4,000円につきましては、繰越金の確定見込みに伴う増額補正でございます。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額21万7,000円の減、1節保険料還付金21万7,000円の減につきましては、保険料還付金の確定見込みに伴う減額でございます。

以上、報告第4号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（庄木淳一君） ただいま上程されました報告第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました平成30年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告

し、承認を求めるものでございます。

今回専決処分を行いました補正予算の主な内容といたしましては、歳出におきまして建設事業費、施設管理費及び公債費の確定に伴う減額補正と財源振りかえを行ったものであります。

また、歳入におきましては下水道受益者負担金について収入見込みと一般会計繰入金につきましては繰り出し基準額の確定による増額補正を行い、また建設事業費の確定に伴う国庫補助金及び町債の減額補正等を行い、予算の調整を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億420万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,394万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出よりご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。下段をごらん願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、一般会計繰入金確定に伴います財源の組みかえでございませう。

2目財産管理費、補正額4,180万円、25節積立金4,180万円につきましては、公共下水道事業基金の積み立てのための増額でございませう。

6ページをお開き願います。2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額1億2,787万3,000円の減、11節需用費40万円の減につきましては、額の確定見込みによる減額であります。13節委託料1,010万8,000円の減につきましては、管渠整備事業の国庫補助対象事業費等の確定見込みによる減額であります。15節工事請負費1億1,736万5,000円の減につきましては、管渠整備事業及び処理場設備更新事業の国庫補助対象事業費等の確定見込みによる減額であります。

2目施設管理費、補正額1,720万円の減、11節需用費830万円の減、13節委託料720万円の減、15節工事請負費160万円の減、16節原材料費10万円の減につきましては、各経費の額の確定見込みによる減額であります。

7ページをごらん願います。3款公債費、1項公債費、1目元金は、一般会計繰入金確定に伴います財源の組みかえでございませう。

2目利子、補正額93万円の減、23節償還金利子及び割引料93万円の減につきましては、一時借入金利子の確定見込みによる減額であります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。上段をごらん願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道受益者負担金、補正額343万2,000円、1節下水道受益者負担金343万2,000円につきましては、収入見込みによる増額であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費国庫補助金、補正額5,459万1,000円の減、1 節公共下水道事業費国庫補助金5,459万1,000円の減につきましては、国庫補助対象事業費の確定による減額であります。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、補正額7,000円、1 節利子及び配当金7,000円につきましては、基金の利子収入であります。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額2,052万6,000円、1 節一般会計繰入金2,052万6,000円につきましては、平成30年度の繰り出し基準額の確定に伴う一般会計繰入金の増額を行うものであります。

5 ページの上段をごらん願います。7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、補正額62万3,000円、1 節雑入62万3,000円につきましては、道道登余市停車場線交差点改良に伴う下水道施設移設工事に対する移転補償費及び職員研修受講助成金による収入であります。

8 款町債、1 項町債、1 目公共下水道事業債、補正額7,420万円の減、1 節公共下水道事業債7,420万円の減につきましては、一般起債の借入額確定による減額でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明いたしますので、2 ページをお開き願います。下段をごらん願います。第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額4億900万円、補正後限度額3億3,480万円。地方債の補正につきましては、借入額の確定による変更でございます。

以上、報告第5号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（中村利美君） ただいま上程されました報告第6号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成30年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、収益的収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金につきましては、平成30年度の一般会

計補助金の再計算を行い、所要の増額補正を行ったものでございます。

また、第2項営業外収益、第3目長期前受金戻入につきましては、減価償却費及び資産減耗費の確定見込みに伴い長期前受金の収益額を整理し、増額補正を行ったものでございます。

収益的支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第5目資産減耗費につきましては、配水管布設事業により除却となった配水管及び量水器の除却に伴う固定資産除却費の増額補正を行ったものでございます。

また、第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税につきましては、営業費用及び建設改良費等課税仕入額の決算見込みにより消費税納付額の再計算を行い増額となることが見込まれることから、所要の増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 平成30年度余市町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額7億4,205万3,000円、補正予定額714万6,000円、

計7億4,919万9,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億8,356万7,000円、補正予定額714万6,000円、計1億9,071万3,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億2,151万6,000円、補正予定額1,416万3,000円、計7億3,567万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億742万7,000円、補正予定額1,281万4,000円、計6億2,024万1,000円。

第2項営業外費用、既決予定額1億1,298万9,000円、補正予定額134万9,000円、計1億1,433万8,000円。

第3条 予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額「5,962万6,000円」を「6,441万5,000円」に改める。

1ページをお開き願います。次に、平成30年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。平成30年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額714万6,000円、2項営業外収益、補正額714万6,000円、2目他会計補助金、補正額478万9,000円につきましては、平成30年度の一般会計の補助金の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

3目長期前受金戻入、補正額235万7,000円につきましては、減価償却費及び資産減耗費の確定見込みに伴い、長期前受金の収益額を整理したことによる増額補正でございます。

支出、1款水道事業費用、補正額1,416万3,000円、1項営業費用、補正額1,281万4,000円、5目資産減耗費、補正額1,281万4,000円につきましては、配水管布設事業により除却となった配水管及び量水器の除却に伴う固定資産除却費の増額補正でございます。

2項営業外費用、補正額134万9,000円、2目消

費税及び地方消費税、補正額134万9,000円につきましては、営業費用及び建設改良費等課税仕入額の決算見込みにより消費税納付額の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

以上、報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、町営の梅川霊園におきまして地すべりと思われる亀裂が生じたことにより地盤の調査及び対策を講ずるための調査設計業務の補正計上でございます。

また、歳入につきましては繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度余市町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、平成31年度余市町一般会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,842万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,842万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。1 ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、4 目 環境衛生費、補正額1,842万5,000円、13節委託料1,842万5,000円につきましては、梅川霊園地すべり対策調査設計業務委託料の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。歳出の上段でございます。2、歳入、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,842万5,000円、1節繰越金1,842万5,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

議事の取り扱い上、議員協議会を開催いたします。なお、昼食の時間でありますので、協議会は午後1時から301、302号会議室で開催しますので、ご参集願います。

暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後2時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第7号に対する質疑を行います。

○16番（藤野博三君） ちょっと質疑させてもらいます。

この設計単価を決めるに当たって、これは俗に言う総合コンサルタント会社のようなところに頼んだのか、それとも地質関係の特別なところかな。地質関係の調査関係の専門の会社にこの積算を頼んだのか、または町独自でやったのか、その1点だけちょっとお知らせください。

○環境対策課長（成田文明君） 16番、藤野議員のご質問にご答弁申し上げます。

本補正予算計上に当たり、積算につきましては地質調査も含めた土木並びに防災部門にも詳しいコンサルタント会社に依頼をしております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第1号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（羽生満広君） ただいま上程されました議案第1号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算は、平成30年度の当会計の決算見込みにおきまして歳出に対し、歳入で不足額が見込まれることとなったことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、この不足額について令和元年度の当会計から繰り上げ充用を行うべく関連する歳入歳出予算の補正計上を行うものでございます。

現時点におきます平成30年度の決算見込みにつきましては、先ほど報告第3号で申し上げました

とおりの歳出では約26億9,000万円程度で確定する見込みでございますが、これに対し歳入では約25億7,200万円となり、約1億1,800万円が最終的に歳入不足となる見込みでございます。したがって、この決算処理に当たり当該不足見込み分について令和元年度の歳入歳出予算に計上した上で、平成30年度へ繰り上げ充用をいたしたく今回ご提案申し上げるものでございます。

なお、この繰り上げ充用に要する財源といたしましては、道支出金の保険給付費等交付金に求めて歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,700万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをごらん願います。下段でございます。3、歳出、9款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、補正額1億1,800万円、22節補償補填及び賠償金1億1,800万円につきましては、平成30年度の決算見込みにおきまして歳入に不足が見込まれることから、繰り上げ充用を行うための増額補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページ上段でございます。2、歳入、4款道支出金、

1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額1億1,800万円、2節保険給付費等交付金（特別交付金）1億1,800万円につきましては、繰り上げ充用に要します財源を保険給付費等交付金（特別交付金）に求める増額補正でございます。

以上、議案第1号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 午前中に聞いた話の続きになってよかったという部分もあるのですが、午前中伺った範囲では30年度については返還金の関係もあつたものですから、ああいう数字になったと。大体2,280万円ほど、先ほど答弁いただきましたけれども、動きがあつたよと。今回繰り上げ充用をして赤字を繰り越していくわけなのですけれども、以前保険税の法定限度額、我が町はその限度額を3カ年かけて引き上げるといったときにつくった赤字解消計画があつたと思うのです。あれと比較していった場合、所定している計画年度以内に目標は達成できるという見通ししているのか、場合によっては変更があるかもしれないという見通しを現時点で持っているのか、その辺だけ伺いたいと思います。

○保険課長（羽生満広君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

現在予定しております累積赤字につきましては、1億1,800万円となる見込みでございますが、今お話のございました今定めております赤字解消計画と整合性をとりますと、今回先ほど報告のほうでも申し上げましたが、返還金がふえているところもございますので、今後年内にはその見直しも含めて見直しの必要性について北海道と協議をしていく必要があるのかなというふうと考えております。ご理解をお願いいたします。

○14番（大物 翔君） ということは、今時点でははっきりとはわからないけれども、その国の制度が変わった関係で発生した返還金なわけではないですか、あれ自体は。だから、協議していった結果いかんにはよと思うのですけれども、その部分については今時点では例えば道なり国のほうが面倒を見るよという話になっているわけでは特にはないと。これから協議して行って決まってくという話ですか。

○保険課長（羽生満広君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

赤字解消計画の見直しにつきましては、現時点では平成34年までの計画ということで定められておりますが、先ほどの返還金の関係で今定めている金額だけで進みますと、計画内に終わるという形には数字上はなってございません。ただ、都道府県化に伴いまして保険の納付金等も若干予定していた金額よりも低くなってきている部分もございますので、その辺も一緒に合わせて今後見直しを含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第11、議案第5号 損害賠償に係る損害賠償額の決定について、日程第12、議案第2号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第11ないし日程第12を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（中村利美君） ただいま一括上程されました議案第5号 損害賠償に係る損害賠償額の決定について及び議案第2号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました議案2件につきまして、さきに行政報告でご報告いたしました平成30年12月26日に発生いたしました水道課公用車が路面凍結により交差点手前の一時停止でスリップし、交差点内で左方向から進行中の大型バスと衝突し、大型バスが停車中の軽自動車に接触した交通事故に係る損害賠償額の決定についてとその補正計上でございます。

初めに、議案第5号 損害賠償に係る損害賠償額の決定についてにつきましては、これまで交通事故の関係者と示談交渉を行い、このたび一定の合意に至りましたことから、余市町水道事業の設置等に関する条例第5条の規定に基づき損害賠償

額についてご決定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 損害賠償に係る損害賠償額の決定について。

余市町水道事業が管理する車両の交通事故について次のとおり損害賠償の額を確定したいので、余市町水道事業の設置等に関する条例第5条の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、損害賠償の相手方、住所、
、氏名、
、。

2、損害賠償の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、395万124円を支払うものとする。

3、事故の概要、(1)、事故の発生日、平成30年12月26日。(2)、事故の発生日、余市郡余市町朝日町76番地先。(3)、事故の内容、余市町水道事業が管理する車両が走行中の相手方の自動車と衝突し相手方の自動車が損傷したものの。

次に、一括上程されました議案第2号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、一括上程されております議案第5号損害賠償に係る損害賠償額の決定についての損害賠償額及び水道課公用車の修理費用の補正計上を行ったものでございます。

なお、収益的収入につきましては、交通事故の過失割合に応じた双方の保険会社による保険金の計上を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条 令和元年度余市町水道事業会計の補正

予算(第1号)は、次に定めるところによる。なお、平成31年度余市町水道事業会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額7億2,247万6,000円、補正予定額450万円、計7億2,697万6,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億7,859万1,000円、補正予定額450万円、計1億8,309万1,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億228万6,000円、補正予定額459万3,000円、計7億687万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億360万円、補正予定額64万2,000円、計6億424万2,000円。

第2項営業外費用9,758万6,000円、補正予定額395万1,000円、計1億153万7,000円。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

1ページをお開き願います。次に、令和元年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。令和元年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額450万円、2項営業外収益、補正額450万円、5目雑収益、補正額450万円につきましては、損害賠償金と水道課公用車の修理費用について余市町9割、相手方1割の過失割合に応じた双方の保険会社による保険金の補正計上でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額459万3,000円、1項営業費用、補正額64万2,000円、1目原水及び浄水費、補正額64万2,000円につきましては、水道課公用車の修理費用の補正計上でございます。

2項営業外費用、補正額395万1,000円、3目雑支出、補正額395万1,000円につきましては、損害賠償額の補正計上でございます。

以上、一括上程されました議案第5号及び議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第5号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 損害賠償に係る損害賠償額の決定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第13、議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、地方自治法第74条第1項の規定に基づき令和元年5月16日付で余市町議会議員定数条例改正請求書が提出され、同日受理いたしましたので、同条第3項の規定に基づき意見をつけてご提案を申し上げます。次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案。

地方自治法第74条第1項の規定により、余市町議会議員定数条例改正の請求を令和元年5月16日付けで受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

余市町議会議員定数条例の一部を改正する条

例。

余市町議会議員定数条例（平成12年余市町条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則

この条例は、令和元年7月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

なお、意見書につきましては、この後町長より申し上げます。

また、参考資料といたしまして条例の新旧対照表並びに余市町議会議員定数条例改正請求書の写しを添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき、余市町議会議員定数条例につきまして、「16人」に改正するよう求める直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を申し述べます。

このたびの請求につきましては、地方自治法上必要とされる有権者数の50分の1である330人の倍近い602人の方々の連署をもって請求がなされたものであります。

毎年、各区会から「町政への要望」として余市町区会連合会が町に提出している意見・要望事項の中に、累次にわたり議員定数を削減して欲しい旨の要望が記載されており、都度余市町議会にお伝えしているとおりでございます。

町長である私といたしましては、署名者一人ひとりのお名前を拝見させていただきながら、今般の直接請求の持つ意義の重さを真摯に受けとめているところでございます。

議員定数に関して、これまでも町議会の中で様々な議論を重ねていただいていることは承知しており、この度の直接請求につきましても町議会の責任のもとで適切にご判断されることを望みま

す。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように議長を除く議員17名をもって構成する余市町議会議員定数条例等審査特別委員会を設置し、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長を除く議員17名をもって構成する余市町議会議員定数条例等審査特別委員会を設置し、付託申し上げることに決しました。

次に、本案の審議を行うに当たっては、地方自治法第74条第4項の規定により条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りいたします。条例改正の請求代表者に意見を述べる機会は、余市町議会議員定数条例等審査特別委員会に付与し、その方法等について決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定しました。

議事の取り扱い上、余市町議会議員定数条例等審査特別委員会を開催いたしますので、301、302号会議室にご参集願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時50分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど本会議休憩中に余市町議会議員定数条例等審査特別委員会が開催され、条例改正請求代表者に意見を述べる機会について協議がなされ、その結果について当該特別委員会正副委員長から議長に報告がありました。

条例改正請求代表者の意見陳述の方法等については、5月30日午前10時から余市町庁舎301、302号会議室で請求代表者の伊藤正明氏から意見陳述をいただくことに決定された旨の報告がありましたので、ご報告いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、陳情第1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号については、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、会議規則第94条の規定に基づき余市町議会議員定数条例等審査特別委員会に付託いたします。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、5月30日から6月2日までの4日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、5月30日から6月2日までの4日間、休会とすることに決しました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、6月3日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 2時53分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 13番 安 久 莊一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利